



2024年6月7日

各位

会社名 三菱ケミカルグループ株式会社
代表者名 代表執行役社長 筑本 学
(コード番号: 4188 東証プライム市場)
[報道関係]
広報本部 メディアリレーション部
問合せ先 TEL. 03-6748-7140
[IR 関係]
IR 部
TEL. 03-6748-7120

業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、取締役会から委任を受けた代表執行役において、本日付で、下記のとおり、業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

| | |
|--------------------|---|
| (1) 割当日 | 2024年6月24日 |
| (2) 処分する株式の種類及び株式数 | 当社普通株式 158,338株 |
| (3) 処分価額及び処分価額の総額 | 本自己株式処分は、当社の執行役の報酬等として当社の普通株式を処分するものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込み、又は財産の給付は要しないこととします。 ※ 当該普通株式の公正な評価額は804.6円であり、その総額は127,398,755円です。 |
| (4) 割当予定先 | 執行役 4名 158,338株 ※ 退職者を含みます。 |
| (5) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件といたします。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年4月27日開催の報酬委員会において、一定期間（以下「対象期間」といいます。）の業績目標の達成度に応じて当社の普通株式を交付することにより、執行役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動制をより明確にして、執行役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、執行役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役向けに業績連動型株式報酬制度であるパフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下「本制度」といいます。）を導入いたしました。また、当該報酬委員会において、2021年4月時点の当社の執行役を対象として、2021年4月1日から2024年3月31日までの期間を対象期間とし、業績指標をTSR（Total Shareholder Return（株主総利回り））とする内容で本制度を適用することを決定しました。

本自己株式処分は、2024年6月7日開催の報酬委員会の決定に従って、本制度に基づき、2021年4月1日

から2024年3月31日までの対象期間における評価目標の達成率等に応じて、当社の執行役4名（退職者を含み、以下「対象執行役」といいます。）に当社普通株式158,338株を交付するために、取締役会の委任に基づく2024年6月7日付けの代表執行役の決定により行われるものです。

なお、本自己株式処分は、執行役の報酬等として、普通株式と引換えにする金銭の払込み又は財産の給付を要しないで自己株式を処分する方法により行います。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の執行役に対し、一定の期間における当社業績の数値目標（以下「業績目標」といいます。）の達成度に応じて当社の普通株式を交付する制度であり、当該期間の終了後に、執行役の報酬等として、普通株式と引換えにする金銭の払込み又は財産の給付を要しないで、新株式の発行又は自己株式の処分により当社の普通株式を交付するものです。

なお、上記のとおり、本自己株式処分に係る対象期間は、2021年4月1日から2024年3月31日までであり、業績目標にはTSR（Total Shareholder Return（株主総利回り））を用いております。

(2) 本制度に基づき交付する株式数の算定方法

本制度に基づき交付する当社の普通株式の数は、次のとおり、(i) JPX日経インデックス400の成長率との対比により算出される株式数と、(ii) ピアグループのTSRとの対比により算出される株式数の合計数です。なお、計算の基礎となる各執行役の基準交付株式数は上記(i)と上記(ii)とで同数とし、それぞれ基準交付株式数の0%から200%の範囲で変動します。

ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合は、併合・分割の比率により調整します。

(i) JPX日経インデックス400の成長率との対比により算出される株式数

【算定式】

交付株式数 = 基準交付株式数 × 株式交付割合

基準交付株式数 : 各執行役の役位に応じて報酬委員会が決定した数とします。

株式交付割合 : 下記の計算式で算出する当社の株式成長率に応じて、次のとおり決定します。

ア50%未満の場合 : 0%

イ50%以上200%以下の場合 : 当社の株式成長率

ウ200%を超える場合 : 200%

*JPX日経インデックス400（配当込み指数）を用います。

$$\begin{aligned} \text{当社の株式成長率} &= \frac{\text{対象期間中の当社の TSR（株主総利回り）}}{\text{対象期間中の日経インデックス 400 の成長率}} \\ &= \frac{(B + C) \div A}{E \div D} \end{aligned}$$

A: 2021年3月の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値

- B: 対象期間終了前3か月（2024年1月から3月まで）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値
- C: 対象期間中の当社の剰余金の配当に係る1株当たり配当総額
- D: 2021年3月の日経インデックス400の終値の単純平均値
- E: 対象期間終了前3か月（2024年1月から3月まで）の日経インデックス400の終値の単純平均値

(ii) ピアグループのTSRとの対比により算出される株式数

当社と報酬委員会が選定したピアグループ各社の対象期間におけるTSRを比較して、当社のTSRの順位（%ile）に従って、次のとおり算定します。

ただし、当社のTSRの順位（%ile）が25%ile未満となった場合には、ピアグループのTSRとの対比により算出される株式数は0株とします。

【算定式】

$$\text{交付株式数} = \text{基準交付株式数} \times \text{株式交付割合}$$

基準交付株式数 : 各執行役の役位に応じて報酬委員会が決定した数とします。

株式交付割合 : 当社のTSRの%ile \times 2

当社のTSRの%ile : ピアグループにおける当社のTSRの順位に応じて、中央値を50%ile、1位を100%ile、最下位を0%ileとして算出します。

$$\text{各社のTSR} = \frac{B + C}{A}$$

A: 2021年3月の東京証券取引所における各社の普通株式の終値の単純平均値

B: 対象期間終了前3か月（2024年1月から3月まで）の東京証券取引所における各社の普通株式の終値の単純平均値

C: 対象期間中の各社の剰余金の配当に係る1株当たり配当総額

(3) 本制度に基づく株式の支給要件

当社は、対象期間が終了した時点で以下の要件を満たす本制度導入時の当社の執行役に対して当社の普通株式を交付します。

ア 対象期間中継続して、当社の執行役又は執行役員のいずれかの地位にあること

イ 報酬委員会が定める一定の非違行為等がないこと

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動に伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規範第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上